

神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神山町に定住しようとする若者を支援することを目的とし、神山町若者定住支援住宅新築等補助金（以下「補助金」という。）について神山町補助金交付規則（平成8年神山町規則第6号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業の内容及び補助金の額等）

第2条 第1条に規定する補助金の種類、補助対象事業範囲及び補助要件、補助金額は次の表のとおりとし、申請者は次の各号のとおりとする。

種類	補助要件	補助基準	
		補助率	限度額
若者住宅新築等補助金	<p>台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅を新築又は中古住宅を取得し、申請者への建物登記が完了したとき。</p> <p>(1) 延べ床面積 50 m²以上 280 m²未満の住宅の新築</p> <p>(2) 中古住宅の取得(土地取得、改修含む)</p> <p>(3) 併用住宅の新築又は取得の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していることとし、延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額が補助対象</p>	3分の2以内	150万円 (町内業者が施工の場合200万円)
若者住宅増改築補助金	<p>自己の居住の用に供し、町内に存する住宅の増改築で、対象となる工事費用が10万円以上とする。</p> <p>(1) 経年劣化した住宅の改修工事</p> <p>(2) 高气密、高断熱、高効率などの改修工事</p> <p>(3) その他町長が認める工事</p>	3分の2以内	100万円 (町内業者の施工に限る)
若者住宅用地取得補助金	<p>自己の居住の用に供する住宅を新築するための住宅用地を取得し、申請者への所有権移転登記が完了したとき。</p> <p>(1) 住宅用地取得後、1年以内に住宅の建築に着手すること</p> <p>(2) 住宅用地は原則として150 m²以上</p>	3分の1以内	50万円

- (1) 神山町に既に定住している者又は定住しようとする者で、本町を生活の本拠地として住所を有し、かつ、5年以上居住する意思がある者
 - (2) 申請時の年齢が満40歳以下（夫婦の場合はどちらか一方で可）の者
 - (3) 補助金の額は、年度ごとの予算の範囲内とし、対象となる経費から算出した補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 この補助金は1世帯1回を対象とし、国・県・町等から交付される他の補助金等（長期優良住宅、太陽光発電システム、合併処理浄化槽設置等の補助金及び道路用地等のため収用を原因とする補償金）を受ける場合は、他の補助金等を控除した額を補助基準額とする。
 - 3 町内の施工業者により住宅の新築・取得を行う場合は、補助限度額を増額するものとする。
 - 4 この補助金を受けて改築した住宅と補助対象者（同居人を含む）がともに同一の場合、神山町移住支援空き家改修事業補助金の申請をすることはできない。

（補助金の交付申請及び添付書類）

第3条 第1条に規定する補助金等の交付を受けようとする者は、神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、次の期間内に町長へ申請しなければならない。

- (1) 若者住宅新築等補助金・若者住宅増改築補助金を受けようとする者の申請は、工事着工前
- (2) 若者住宅用地取得補助金を受けようとする者の申請は、売買契約前

若者住宅新築等補助金・ 若者住宅増改築補助金	若者住宅用地取得補助金
(1) 工事見積書又は契約書の写し	(1) 土地売買契約書の写し
(2) 設計書（平面図）	(2) 土地登記簿謄本の写し
(3) 住宅の写真（新築は建築箇所、増改築は増改築する箇所）	(3) 建築計画書
(4) 世帯全員の住民票	(4) 世帯全員の住民票
(5) 申請者及び同居者が町税等の滞納がないことの証明書	(5) 申請者及び同居者が町税等の滞納がないことの証明書

（補助金の交付決定通知）

第4条 町長は、補助金等の交付申請を受理したときは書類及び現地審査を行い交付の可否を決定し、交付すべきものと認めるときは、神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。
（申請内容の変更等）

第5条 前条の決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、又は工事等を中止しようとするときは、あらかじめ神山町若者定住支援住宅新築等補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添え町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

- (1) 申請書の内容に関わること。
- (2) 第2条及び第3条に規定する補助金の交付の要件等に関わること。
- (3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

2 町長は、前項の変更申請書を承認したときは、神山町若者定住支援住宅新築等補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 交付決定者は、改修等を完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、神山町若者定住支援住宅新築等補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第7条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

3 補助金等の支払いは工事完成後、住宅用地にあつては用地取得後とする。

（義務）

第9条 第2条の規定により住宅の新築又は中古住宅の取得、住宅用地の取得を行った者は、3か月以内に所有権の登記を完了しなければならない。

（補助金交付者台帳の備付け）

第10条 町長は若者住宅新改築等補助の状況を明らかにするため、補助金交付者台帳（様式第8号）を備えてその状況が明らかになるよう管理しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付の決定の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、神山町若者定住支援住宅新築等補助金の全額を返還しなければならない。
- (2) 若者住宅用地取得補助金の対象となった住宅用地の取得後1年以内に住宅の建築に着手しなかったときは、住宅用地取得補助金の全額を返還しなければならない。
- (3) 若者住宅新築等補助金及び若者住宅増改築補助金の対象となった住宅又は中古住宅に、交付決定日から5年未満の間に他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により居住しなくなったときは、神山町若者定住支援住宅新築等補助金について、次に定める金額を返還しなければならない。

交付決定日からの経過年数	返還を求める金額（千円未満切捨て）
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

(補則)

第12条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。